

長岡工業高等専門学校いじめ防止等基本計画

令和2年7月15日 制 定

令和7年5月22日 一部改正

I. いじめ防止の基本方針

○基本理念

いじめは、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置しない。

いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの諸問題について学生、教職員、独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項第2条に定める者（以下「保護者等」という。）の理解を深めることを旨として、いじめの防止等に取り組む。

○いじめの禁止

本校の学生は、いかなる理由があろうともいじめを行ってはならない。

○学校及び教職員の責務

学校は、いじめが行われず、全ての学生が安心して勉学やその他の活動に取り組むことができるように、保護者等、他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に尽力する。

教職員は、いじめは、教職員・保護者等の目の届きにくいところで行われていることを認識し、学校・家庭・関係機関で実態把握に努め、日常の学生の会話等の変化を逃さないよう学生の行動を注視する。学級担任・学科クラス担任・クラブ顧問教員をはじめとする全ての教職員が、いじめの相談窓口となり、いじめの相談又は通報があったときは、直ちに長岡工業高等専門学校いじめ対策委員会へ報告する。

II. いじめ対策委員会の設置

いじめ問題に全学的かつ組織的に対応するため、「長岡工業高等専門学校いじめ対策委員会」（以下「いじめ対策委員会」という。）を置く。いじめに関するすべての情報は、いじめ対策委員会で集約し、対応を検討して対処する。

○委員構成……校長（委員長）、副校長、校長補佐、一般科教育科長、各専門学科長、学生相談室長、事務部長、学生課長、看護師、スクールカウンセラー

状況に応じて学級担任、クラブ顧問、寮務担当教職員、関係職員等、校長（委員長）が必要と認めた者を加える。

いじめ対策委員会は、いじめに関する相談口及び通報窓口を設定・周知し、誰もが通報しやすい環境を整備する。

また、学級担任・学科クラス担任・クラブ顧問教員をはじめとする全ての教職員が、いじめに関わる相談窓口となり、いじめの相談又は通報があったときは、直ちにいじめ対策委員会へ報告する。

III. いじめ対策委員会の実施する取組

1 未然防止・早期発見対策

いじめは人権侵害・犯罪行為であり「いじめを絶対に許さない」という意識のもと、いじめの未

然防止、早期発見に努める。保護者等との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を深め、いじめを許さない学校づくりを目指す。

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案。
- ・ 全体指導計画の実施状況の把握と改善。
- ・ いじめに関する意識調査の実施。
- ・ 「Σ」「hyper-QU」等集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有。
- ・ いじめの状況を把握するためのアンケート実施（複数回）と結果の分析共有。
- ・ 学生相談室との情報共有による学生の状況の把握。
- ・ 校内研修会の企画・立案。
- ・ 要配慮学生への支援方法決定等。
- ・ いじめに関する全教職員対象の校内研修会実施（毎年1回以上）。
- ・ いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断の実施。

2 いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案発生時の対処

すべての教職員が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの学生にも起こり得る」という認識を持ち、いじめが確認された場合は、いじめを受けた学生やいじめを知らせてきた学生の保護を迅速に行い、安全を確保すると共に、いじめの状況・事実をすみやかに確認して、いじめを受けた学生のケア、関係学生への指導方法、保護者等への対応などを組織的に実施する。

- ・ いじめに関する状況や事実の調査方法、分担等、具体的な対応の協議、決定。
- ・ 機構本部への報告。
- ・ 専門家、外部専門機関等との連携（警察、福祉関係、医療関係等）。
- ・ 関係学生への事実関係の聴取。
- ・ 関係する保護者等への連絡・対応。
- ・ 必要に応じて、第三者からなる調査委員会を設置
- ・ 学生・保護者等への緊急アンケートの実施

3 取組の改善

本校がいじめ防止の取組について、計画的に進んでいるかどうかの評価を行い、地域、保護者等、学生の声に耳を傾けて、学校の取組が実効あるものとなるよう、PDCAサイクルに基づいた改善を図る。

IV. いじめの未然防止に向けた学校の取組

1 いじめの起こらない学校づくり

授業、特別活動など様々な教育活動の中に「いじめのない学校づくり」に向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

(1) クラスづくり及び学習指導の充実

- ① 「帰属意識の高いクラス」「規範意識の高いクラス」「互いに高め合えるクラス」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ② 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「ひとり一人の実態に配慮した授業」を目指し、ひとり一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

(2) 「思いやり」に基づく人間性の涵養

- ① 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、学生の共感性を高め、望ましい人間性を育成する。
- ② 人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる高い人間性を育成する。
- (3) 特別活動の充実
 - ① 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
 - ② 生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
 - ③ 学生会活動において、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロ県民運動」への参加を通して、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、学生同士で悩みを相談し合うなど、学生の主体的な活動を推進する。
- (4) 人権が守られた学校づくりの推進
 - ① 学生ひとり一人が、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
 - ② 自らの言動が学生を傷つけたり、他の学生によるいじめを助長したりすることがないように、教職員全員が高い人権意識をもって学生指導にあたるとともに、「新潟県いじめ対策ポータル」を活用するなど、学生への指導に細心の注意を払う。
 - ③ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。
- (5) 保護者等・地域との連携
 - ① 後援会等において、保護者等に「長岡工業高等専門学校いじめ防止基本計画」について周知するとともに、いじめ問題について保護者等とともに学ぶ機会を設定する。
 - ② 学校のホームページ等を通じて、保護者等・地域に対し「長岡工業高等専門学校いじめ防止基本計画」を周知する。
 - ③ 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

2 指導上の留意点

- (1) 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
- (2) 学生一人一人の特性を適切に把握し、教職員全体で共通理解を高め、指導に生かす。
- (3) いじめを受けた学生やその保護者等を支援する上での基本方針
 - ① いじめを受けた学生への心身のケアを学生相談室・カウンセラー等と連携して行う。
 - ② いじめを受けた学生の保護を第一に考えるとともに、自尊感情を守り高めるよう留意する。
 - ③ いじめを受けた学生の個人情報の取り扱い等、プライバシーには充分留意する。
 - ④ いじめを受けた学生の信頼できる友人、教職員、家族等と連携し、いじめを受けた学生を支える体制を構築する。
- (4) いじめを行った学生やその保護者等に対応する上での留意点
 - ① いじめを行った学生の状況を確認し、いじめを行った原因を考えさせ、いじめに対しての自覚と責任を改めて認識させる。
 - ② いじめがエスカレートした場合は、その状態に至った背景と、それに関わった学生の責任にも目を向け、いじめを行った原因を考えさせる。
 - ③ いじめを行った学生の保護者等には、迅速に連絡し、事実に関する理解や納得を得た上で相互

に協力して今後の指導とケアにあたる。

3 インターネット等によるいじめへの対応

- (1) 特別活動、SHR等を活用し、学生ひとり一人に対して、携帯電話、スマートフォン、インターネット等のもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ① 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。
 - ② SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - ③ 有害サイトにアクセスしないこと。
- (2) 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者等と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。

V いじめの早期発見に向けた学校の取組

1 早期発見のための認識

- (1) 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (2) 日頃から、学生の見守りや信頼関係の構築に努め、学生が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

2 早期発見のための手立て

- (1) 学生が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- (2) 学生・保護者等との面談等を通じて、学生の実家庭環境等の情報収集に努める。
- (3) 教職員と学生相談室、スクールカウンセラーが情報共有する。各学科1名の相談員（教員）が、各クラス担任・学科に定期的に聞き取りを実施し、気がかりな学生について、カウンセラーも交えた情報共有と意見交換を行う「学生相談室カンファレンス」を実施する。注意が必要な学生の情報はいじめ対策委員会に報告する。
- (4) アンケート及び面談等による定期的な調査を実施する。（他の心理検査も含めて年4回以上）
- (5) 民間の心理テスト「Σテスト」及び学校における満足度を調査する「hyper-QU」などを活用し、学生の悩みの把握、集団への適応感等を把握する。
- (6) 学生、保護者等及び教職員にいじめの相談及び通報窓口を周知する。学生・保護者等と教職員が信頼関係を構築し、安心感と信頼感及び相談しやすい環境を整える。

VI いじめの早期解決に向けた対応の基本方針

1 早期解決のための認識

- (1) いじめを受けた学生に対し、徹底的に守り抜くことを伝え、意向を聞き取り、不安を取り除くようにする。また、安心して、教育を受けることができるよう必要に応じ適切な学習支援を行う。
- (2) いじめを行った学生に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

2 早期解決のための対応

- (1) いじめ対策委員会が中心となり、関係のある学生への聴取や緊急アンケートを実施、事実関係

について迅速かつ的確に調査する。

- (2) その際必要に応じて、機構本部もしくは外部専門機関から派遣を受けるなど、外部専門家とも連携をとる。

3 学生・保護者等への支援

- (1) いじめを受けた学生の保護者等及びいじめを行った学生の保護者等に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に関わる情報を共有する。
- (2) 双方の保護者等に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- (3) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- (4) いじめを解決する方法については、いじめを受けた学生及び保護者等の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- (5) いじめを行った学生が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該学生が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- (6) いじめを行った学生が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者等が協力して指導・援助に当たる。

4 いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- (1) いじめの問題について話し合わせるなど、学生全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- (2) はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- (3) 当該のいじめを受けた学生が自分であったら、どう思うのか自らの問題意識として捉えるよう指導する。
- (4) いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

5 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、機構本部と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- (2) 学生の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

7 解決後の継続的な指導・助言に向けて

- (1) 単に謝罪のみで解決したものとし、継続的に双方の学生の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- (2) 双方の学生及び回りの学生が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

VII 重大事態への対応

- 1 機構本部に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- 2 当該いじめの対処については、機構本部と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。

- 3 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、機構本部と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- 4 いじめを受けた学生や保護者等及びいじめを行った学生やその保護者等に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- 5 当該学生及びその保護者等の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者等に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- 6 いじめ対策委員会（いじめ未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

附 則

この裁定は令和7年5月22日から施行する。